

スライド制の在り方について

<目次>

- | | | |
|---------------------|-------|----|
| 1. 現行のスライド制の考え方 | ・ ・ ・ | 1 |
| 2. マクロ経済スライドの考え方 | ・ ・ ・ | 7 |
| 3. 賃金、物価の動向とスライドの関係 | ・ ・ ・ | 11 |

1. 現行のスライド制の考え方

(1) 賃金再評価（厚生年金）、政策改定（基礎年金）〔裁定時〕

- 現役世代の賃金の上昇や生活水準の向上に対応した年金給付が保障されるよう、厚生年金については、年金額計算の基礎となる過去の加入期間中の被保険者の標準報酬（月）額（賃金）を、現役世代の一人当たり手取り賃金の伸びで伸ばすことにより、年金裁定時点での賃金の価値に再評価し、年金額を改定している（賃金再評価）。（図表1）
- また、基礎年金については、国民生活の動向等を踏まえて政策改定を行っている。
- 賃金再評価や基礎年金の政策改定は、5年ごとの財政再計算において、見直されている。

(2) 物価スライド〔裁定後〕

- 年金裁定（65歳）後の年金については、裁定時点の購買力（生活水準）を確保し、年金の実質的価値が維持されるよう、各年の物価（消費者物価指数）の変動に応じて、翌年度の年金額を改定している。

※ 物価スライドの特例措置（図表2）

○平成12年度、13年度及び14年度の特例措置

消費者物価指数が、基準年となる対平成10年比で平成11年 -0.3% 、12年 -1.0% 、13年 -1.7% となり、物価スライド制によれば、本来、その下落率に応じて翌年度の年金額を自動的に引き下げるところ、それぞれの時点における社会経済情勢にかんがみ、各年度の特例法により年金額を据え置く特例措置を講じた。

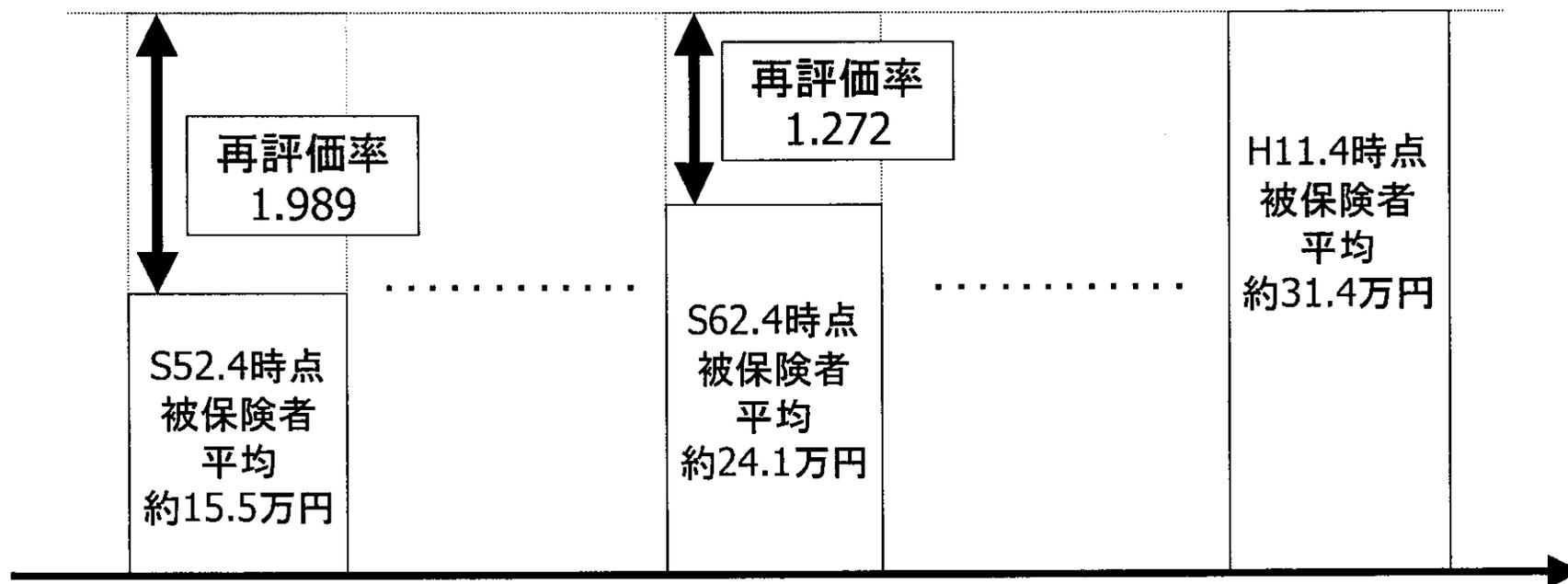
○平成15年度の特例措置

- ・ 平成14年平均の消費者物価指数は更に 0.9% 下落し、これまでの下落分 -1.7% と合わせて、対平成10年比で -2.6% となり、物価スライド制によれば、本来、平成15年度の年金額を -2.6% 分自動的に引き下げることになる。
- ・ 過去3か年の物価下落に対しては、年金額据置きの特例措置を講じてきたが、平成13年後半以降、現役世代の賃金の低下傾向が明確になってきたことを踏まえ、保険料を負担する現役世代との均衡にかんがみ、高齢者等の生活にも配慮しつつ、平成14年1年分の物価下落分 -0.9% を反映した年金額の改定を行う特例措置を講じることとした。

(図表1)

賃金再評価：加入期間中の標準報酬月額を年金裁定時の賃金の価値に再評価されて年金額が算出される

過去のそれぞれの時点の被保険者の平均標準報酬月額を、年金裁定時点での被保険者の平均標準報酬月額と同じ水準にするという考え方で、それぞれの時点の報酬に係る再評価率を設定。



※平成元(1989)年改正までは被保険者の標準報酬月額全体で再評価率を設定していたが、平成6(1994)年改正以降は、税負担や保険料負担の増加分を控除して再評価率を設定することとした(いわゆる「可処分所得スライド」)。

(図表2) 賃金、物価の動向

○賃金（毎月勤労統計調査（事業所規模5人以上・調査産業計））

【対前年比】

(%)

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
きまって支給する給与	▲0.3	0.0	1.1	▲0.8	▲1.1
現金給与総額	▲1.3	▲1.3	0.5	▲1.1	▲2.4

○物価（全国消費者物価指数）

【対前年比】

(%)

平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
0.6	▲0.3	▲0.7	▲0.7	▲0.9

(図表3) 我が国の年金額のスライド方式の経緯

	新規裁定時	裁定後
昭和48(1973)年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生年金の報酬比例部分について賃金再評価を導入 ○ 国民年金は政策改定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生年金、国民年金ともに、毎年の給付改定は物価スライドで行うこととし、5年ごとの財政再計算時に、厚生年金については賃金再評価、国民年金については国民生活の動向等を踏まえ政策改定することとした。 ○ 物価スライドの導入 物価上昇率が5%を超えて変動した場合に、変動率を基準として年金額を改定
平成元(1989)年		<ul style="list-style-type: none"> ○ 完全自動物価スライド制の導入(5%枠の撤廃)
平成6(1994)年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生年金について、賃金再評価を可処分所得の上昇に応じた再評価に変更 	
平成8(1996)年		<ul style="list-style-type: none"> ○ 物価が0.1%下落したが、年金額据置きの特例措置を講じた。
平成12(2000)年		<ul style="list-style-type: none"> ○ 既裁定年金のスライドを物価スライドのみに変更
平成12(2000)年～ 平成14(2002)年		<ul style="list-style-type: none"> ○ 物価は下落していたが、年金額据置きの特例措置を講じた。(累積で-1.7%)
平成15(2003)年		<ul style="list-style-type: none"> ○ 物価が更に下落し、累積で-2.6%となったが、平成14年1年分の下落率-0.9%を反映した年金額改定を行う特例措置を講じた。

※平成13年度以降、年金改定通知書と年金振込(支払)通知書を一本化したことにより、年金額改定に伴う特別の事務コストは生じない。

(図表4) 欧米主要国の新規裁定時及び裁定後の年金額のスライド方式

	新規裁定時	裁定後	備考
アメリカ	<p>賃金スライド 新規裁定時に、過去の賃金を平均賃金上昇率に基づき再評価</p> <p>※ 社会保障年金委員会報告で示された改革案の中では、賃金再評価の指標について、①物価スライドとする、②将来の平均余命の上昇によっても世代間の公平を保つよう、賃金スライドと物価スライドの中間値でスライドするといった提案が示されている。</p>	<p>物価スライド 物価下落の場合には、改定しない</p>	
ドイツ	<p>可処分所得スライド 前年の可処分所得の変動に応じて、「年金現在価値」を毎年改定</p>		<p>2000年及び2001年につき可処分所得スライドを凍結し、物価スライドとした。</p>
スウェーデン (注)	<p>概念上の拠出建て 年金額は、拠出された保険料をもとに、1人当たりの名目賃金上昇率をみなし運用利回りとして年金原資を計算し、65歳時の平均余命の年数を基本とする除数で年金原資を割って算出。(なお、新規裁定時の年金額の算定に際し、制度上の予定実質賃金上昇率(1.6%)を、支給当初から年金額に前倒して織り込み。)</p>	<p>名目賃金スライド 物価上昇率+ (実質賃金上昇率-1.6%) 実質賃金上昇率が1.6%を上回る場合、年金額は物価上昇率以上にスライド(1.6%を下回る場合、物価上昇率以下のスライドしか行わない)</p>	<p>自動財政均衡メカニズム 出生率低下による被保険者数の減少等により年金財政が悪化した場合に、自動的に年金額のスライド率を変動させることにより年金財政の均衡を図る。</p>
イギリス	<p>賃金スライド 新規裁定時に、保険料の対象となった毎年度の賃金のうち、上限の賃金額までの額を平均賃金上昇率に基づき再評価</p>	<p>物価スライド</p>	
フランス	<p>物価スライド 新規裁定時に、保険料の対象となった毎年度の賃金を、物価上昇率に基づき再評価</p>	<p>物価スライド</p>	

(注) イタリアやラトビアでは、スウェーデン同様の概念上の拠出建て方式を導入しているが、みなし運用利回りについては、1人当たりの名目賃金上昇率ではなく、GDPの成長率(ラトビアでは国全体の賃金総額の伸び率)を採用しているとされている。(なお、イタリアでは、裁定後は物価スライド。)

2. マクロ経済スライドの考え方

- マクロ経済スライドは、賦課方式（社会全体が生み出す所得や賃金の一部を保険料負担として求め、これを年金給付に充当。）の考え方を踏まえ、年金制度を支える力である社会全体の所得や賃金の変動率に応じて年金改定率（スライド率）が自動的に設定されることにより、給付水準を時間をかけて緩やかに調整する仕組みである。
- 具体的には、「方向性と論点」の試算では、一人当たりの賃金や物価の上昇に加えて、少子化等の社会経済情勢の変動に伴う労働力人口や被保険者数の変動率を年金改定率（スライド率）に反映させるため、
 - ① 新規裁定年金について、厚生年金の賃金再評価及び基礎年金の政策改定を、被用者年金の被保険者の総賃金（手取りベース）の伸び率で行うこととしている。
 - ・ 基礎年金部分と報酬比例部分は同じペースで給付水準が調整されることとしている。
 - ・ 一人当たり賃金（手取りベース）の伸び率と総賃金（手取りベース）の伸び率に差（＝スライド調整率）がある場合、この差の分だけ給付水準が調整される。
 - ② 裁定後については、新規裁定年金と同程度の給付水準調整を求めるため、物価上昇率からスライド調整率を控除したもので年金を改定することとしている（名目年金額下限型）。

- マクロ経済スライドでは、次世代育成支援策により少子化傾向に改善がみられるなど、社会経済情勢が将来好転した場合には、そのことが社会全体の総賃金や被保険者数等の指標の変化を通じて年金改定率（スライド率）を自動的に押し上げるので、給付水準は想定よりも改善されることになる。

- マクロ経済スライドは、固定した最終的な保険料水準による負担の範囲内で年金財政が安定する見通しが立つまでの間（スライド特例期間）、適用される。
当該見通しが立つ、その時点に実際に到達したとき（「方向性と論点」の基準ケースの試算では2032年）、スライド特例期間は終了し、その後は、一人当たり賃金や物価の上昇を反映している現行の年金給付の改定方法に復帰する。

図表5 マクロ経済スライドの考え方

$$\text{総賃金} = \text{1人あたり賃金} \times \text{労働力人口(被保険者数)}$$

↑ 現行の年金給付(厚生年金)の改定は、この変動を反映

↑ 保険料負担総額は、この変動を反映

$$(\text{総賃金の伸び率} = \text{1人あたり賃金の上昇率} - \text{労働力人口(被保険者数)の変動率})$$

(「年金改定率(スライド率)」に相当。)

(「スライド調整率」に相当。)

○マクロ経済スライドは、年金制度を支える力である社会全体の所得や賃金の変動に応じて給付水準を自動的に調整する仕組み。

○年金制度を支える力である総賃金の変動に応じて年金改定率(スライド率)が自動的に設定されることにより、給付水準を時間をかけて調整。1人あたり賃金の変動に加えて、被保険者数の変動を反映。

○社会経済情勢が将来好転した場合には、そのことが社会全体の総賃金や被保険者数等の指標の変化を通じて年金改定率(スライド率)を自動的に押し上げ、給付水準は想定よりも改善される。

○マクロ経済スライドは、スライド特例期間(試算の基準ケースでは、平成17(2005)年度～平成44(2032)年度)中のみ適用。

年金改定率(スライド率)

〔現行〕

〔マクロ経済スライド〕

《新規裁定時》

厚生年金 - 1人あたり賃金上昇率
(手取りベース)を反映
〔賃金再評価〕

被用者年金の被保険者の総賃金
(手取りベース)の伸び率を反映
(実績値または将来見通しの平均値)

基礎年金 - 国民生活の動向等を総
合勘案〔政策改定〕

《裁定後》

物価上昇率

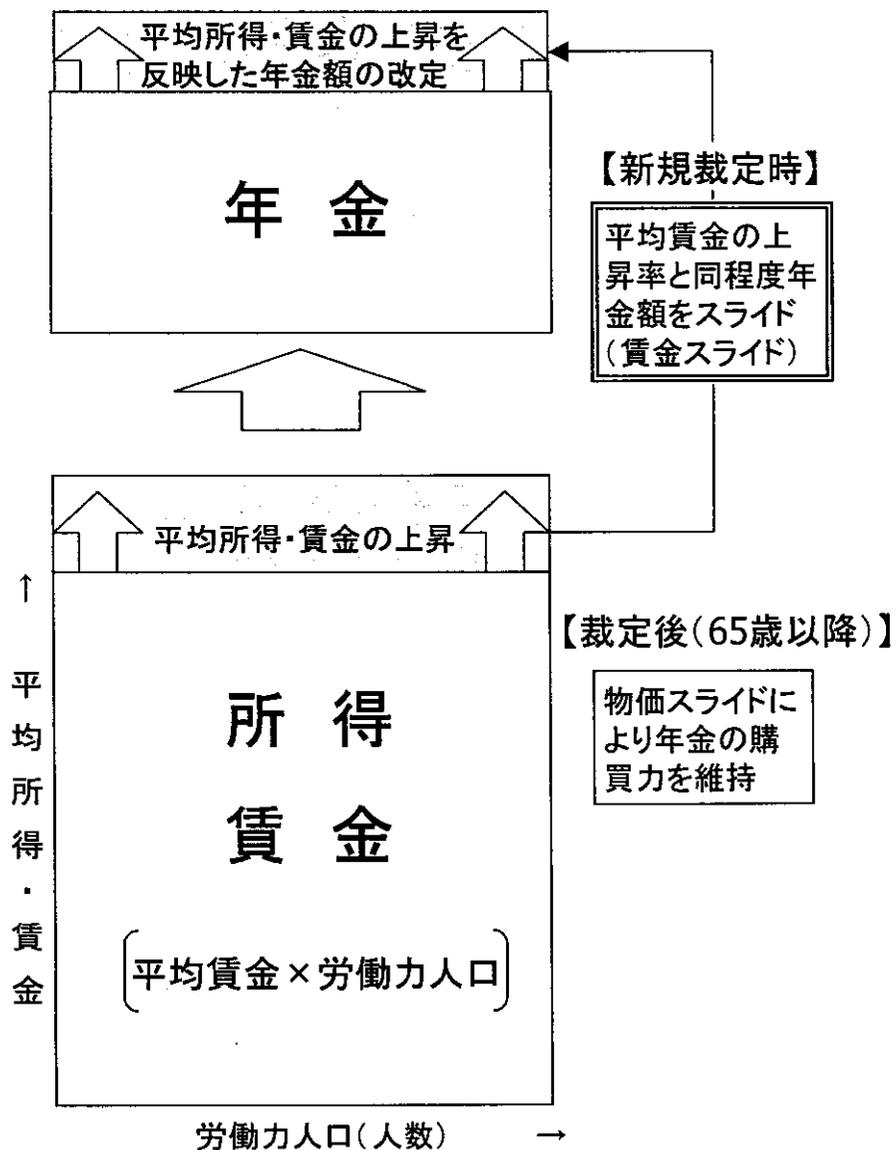
物価上昇率 - スライド調整率(注)

(注)裁定後について、新規裁定年金と同程度の給付水準調整を求める。

$$\text{スライド調整率} = \text{1人あたり賃金上昇率(手取りベース)} - \text{総賃金の伸び率(手取りベース)}$$

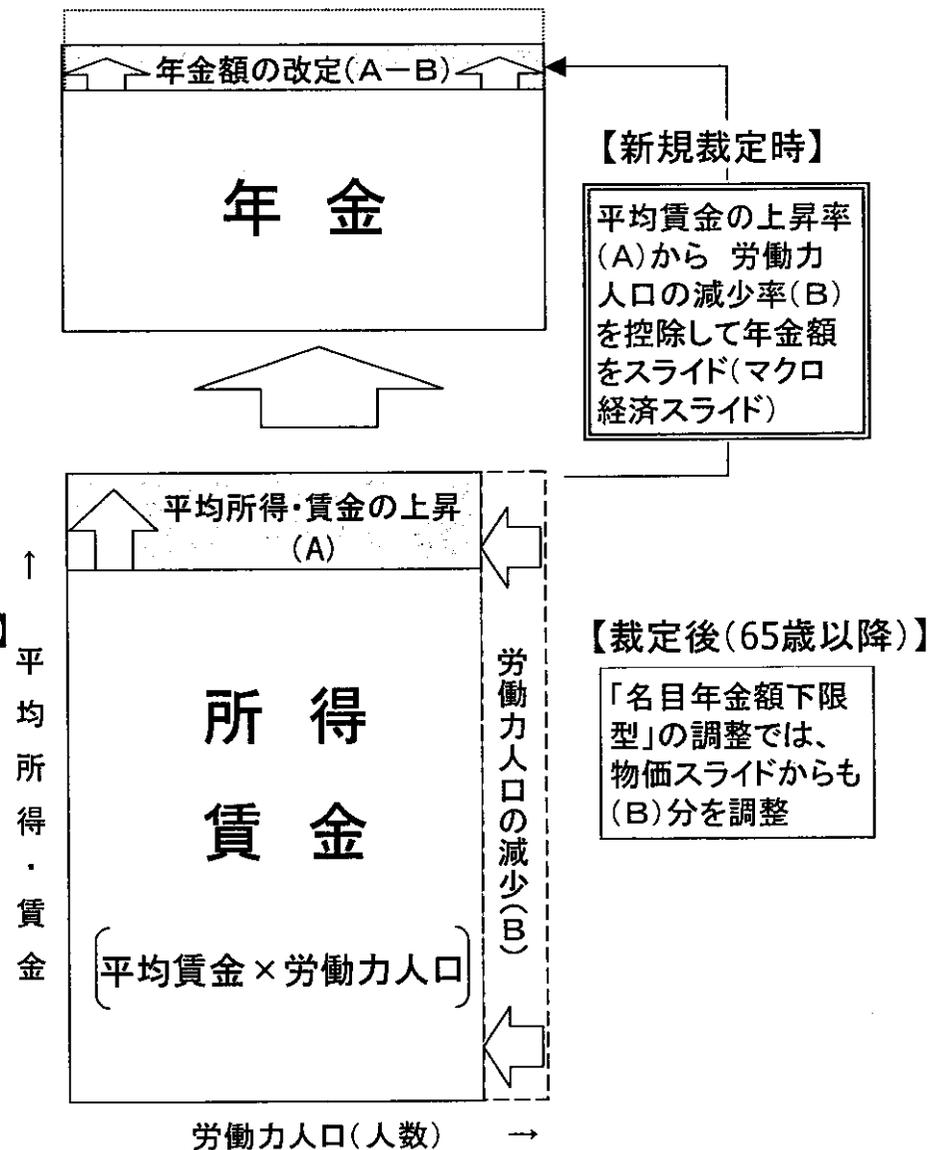
(図表6)

《現在の年金額改定(スライド)》



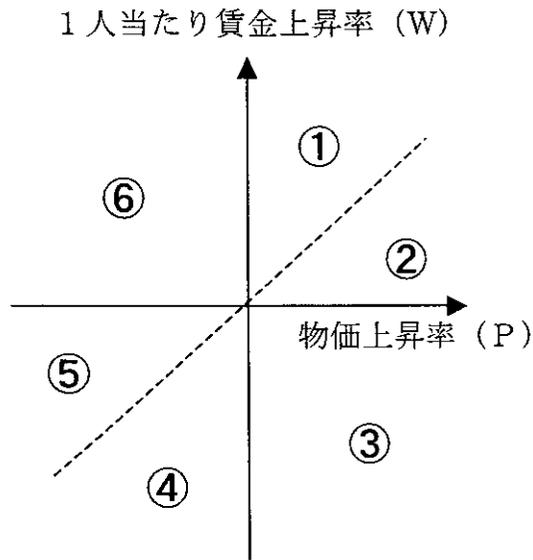
○年金制度を支える力(保険料賦課のベース)は、社会全体の生産活動が生み出す所得や賃金

《マクロ経済スライドによる自動調整》



○今後労働力人口が減少していく中で、平均賃金が上昇しても、それと同程度に年金制度を支える力(保険料賦課のベース)である社会全体の所得や賃金は増加しない。

3. 賃金、物価の動向とスライドの関係



- 通常想定される経済状況は、①の状況（一人当たり賃金と物価がともに上昇しており、かつ実質賃金上昇率がプラス）であり、財政再計算も①の状況を前提としている。
 - しかしながら、最近の厳しい経済環境にも鑑み、①以外の経済状況が生じた場合のスライド制の在り方について検討する
- ① $W > 0, P > 0, W > P$ (実質賃金上昇率プラス)
 ② $W > 0, P > 0, W < P$ (実質賃金上昇率マイナス)
 ③ $W < 0, P > 0, W < P$ (実質賃金上昇率マイナス)
 ④ $W < 0, P < 0, W < P$ (実質賃金上昇率マイナス)
 ⑤ $W < 0, P < 0, W > P$ (実質賃金上昇率プラス)
 ⑥ $W > 0, P < 0, W > P$ (実質賃金上昇率プラス)

◎現行の年金改定の方法

〔裁定時：賃金スライド (W)
 裁定後：物価スライド (P)〕

◎スライド特例期間（マクロ経済スライド）

〔裁定時：賃金スライド (W) - スライド調整率 (SA)
 裁定後：物価スライド (P) - スライド調整率 (SA)〕
 (名目年金額下限型の場合)

ケースⅠ (②、③、④)：一人当たり賃金変動率が物価変動率を下回る場合（実質賃金変動率がマイナスとなる場合）
 →裁定後の年金を物価スライドすると、年金受給者の購買力（生活水準）は、賦課方式の下で年金制度の支え手である現役世代の購買力よりも相対的に改善することとなるが、これについて、どう考えるか。

ケースⅡ (③、④、⑤)：一人当たり賃金変動率がマイナスの場合
 →裁定時のマクロ経済スライドについて、賃金が減少する中で、スライド調整率 (SA) まで適用することについて、どう考えるか。

ケースⅢ (④、⑤、⑥)：物価変動率がマイナスの場合
 →裁定後のマクロ経済スライドについて、物価が下落する中で、スライド調整率 (SA) まで適用することについて、どう考えるか。

論点（例）

- (1) 現行のスライド制（裁定時：賃金再評価（厚生年金）政策改定（基礎年金）、裁定後：物価スライド）について、どのように評価するか。
- ・ 現行制度では、1階部分（基礎年金）と2階部分（厚生年金）について、それぞれの年金改定の方法がとられているが、これについてどう考えるか。
 - ・ 現行制度では、5年ごとの財政再計算において、賃金再評価や政策改定が行われているが、これを毎年度の改定とすることが考えられる。
 - ・ 現行制度では、毎年度、物価スライドが行われているが、一定の割合を超えて物価が上下した場合にスライドを実施する「ゾーン制」について、どう考えるか。
 - ・ 年金改定を毎年度行う場合、単年度当たりの変動率を平準化するため、一人当たり賃金変動率や物価変動率について、例えば複数年平均の値（例えば3年平均値）を用いることも考えられる。
- (2) 物価変動率が一人当たり賃金変動率を上回るような経済状況が生じた時のスライド制の在り方について（特に裁定後の物価スライドについて）、どのように考えるか。
- ・ 実質賃金変動率がマイナスとなる時には、賦課方式の下で年金制度の支え手である現役世代の購買力（生活水準）にも配慮して、裁定後の年金改定は、賃金の変動率を踏まえた物価スライドを下回る値とすることが考えられる。

(3) 一人当たり賃金変動率や物価変動率がマイナスとなるような経済状況が生じた時のマクロ経済スライドの在り方について（単年度当たりの年金改定率（スライド改定率）の下限の在り方について）、どのように考えるか。

- ・ 一人当たり賃金や物価が下落する中で、スライド率はマイナスにせざるをえないが、スライド調整率まで適用することは厳しいと思われるが、これについて、どう考えるか。